

繰り上げ請求の注意点

繰り上げ請求をするといくつかのデメリットがあります。十分理解した上で繰り上げ請求するかどうか決める必要があります。

- ① 請求時の年齢に応じて年金額が減額され、一生減額された年金を受けることになります。
- ② 繰り上げ請求後は、65歳になるまでの間に障害の状態になっても、原則として障害基礎年金は支給されません。
- ③ 繰り上げ請求後に遺族年金等が発生した場合は、65歳になるまでの間、老齢基礎年金と遺族年金のどちらか一方を選択することになります。65歳からは両方支給されますが、老齢基礎年金は減額支給のままです。
- ④ 寡婦年金を受ける権利がなくなります。
- ⑤ 国民年金の任意加入被保険者にはなれません。
- ⑥ 繰り上げ請求をした場合は、裁定の取消や変更はできません。

■老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば、66歳から70歳までの希望するときから年金を受けることもできます。この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて1か月増すごとに0.7%ずつ高くなります。

つまり、繰り下げの請求を行う月によって増額率は異なります。ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

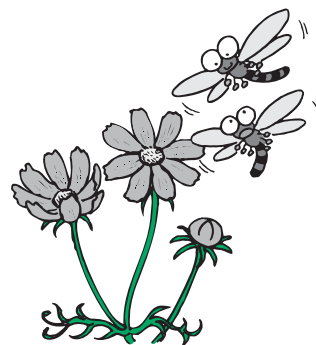
○昭和16年4月2日以降に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～66歳11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～67歳11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～68歳11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～69歳11か月	133.6%～141.3%
70歳0か月～	142.0%



○昭和16年4月1日以前に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳（または65歳に達した日以後に受給権を取得したとき）	100%
66歳（または1年を超え2年に達するまでの期間のとき）	112%
67歳（または2年を超え3年に達するまでの期間のとき）	126%
68歳（または3年を超え4年に達するまでの期間のとき）	143%
69歳（または4年を超え5年に達するまでの期間のとき）	164%
70歳以上（5年を超える期間のとき）	188%



※表中の（ ）内は、65歳に達した日以後に受給資格期間を満たして老齢基礎年金の受給権を取得した方の場合。